

## 労働時間等に関する規定の適用除外（法第41条）

①農水産業従事者、②管理監督者等、③監視断続的労働従事者、④宿日直勤務者について、労働時間、休憩、休日に関する規定は適用を除外しています。

また、「働き方改革関連法」による法改正で、特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）が創設されました。

（別記「高度プロフェッショナル制度の創設」参照）

### ■農水産業従事者

農業、畜産、養蚕又は水産の事業に従事する労働者については、天候などの自然条件に左右される業務であるため、労働時間等の規制を適用することは適当でないことから、労働時間等の規制は適用除外となります。

### ■管理監督者等

事業の監督又は管理の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者については、経営者と一体となって仕事をする必要があることから、労働時間等の規制は適当除外となります。

管理監督者とは、一般的に部長、工場長等労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者であり、名称にとらわれず、労働時間等に関する規制を適用することがなじまないものについて実態的に判断する必要があります。

具体的には、企業が人事管理上あるいは営業政策上の必要等から任命する職制上の役付者であれば、すべてがこれに該当するものではなく、これら職制上の役付者のうち、労働時間等に関する規制の枠を超えて活動することが要請されざるを得ない、重要な職務と責任を有し、現実の勤務態様も労働時間等の規制になじまないような立場の者に限られます。

また、処遇面においても、その地位にふさわしい待遇がなされていることが必要ですが、役付手当等が支払われていれば、実態のない者まですべて管理監督者になるわけではありません。

なお、機密の事務を取り扱う者とは、秘書その他職務が経営者又は管理監督者の活動と一体不可分であって、厳密な労働時間管理になじまない者です。

### ■監視又は断続的労働従事者

監視又は断続的労働に従事する者については、通常の労働者と比較して労働密度がうすく、労働時間等の規制を適用しなくても必ずしも労働者の保護に欠けることがないので、労働時間等に関する規制は適用除外されています。監視又は断続的労働として、労働時間等に関する規制が適用除外されるためには、[所轄労働基準監督署長の許可が必要](#)です。

監視に従事する者とは、原則として、一定部署にあって監視するのを本来の業務とする者です。断続的労働に従事する者とは、本来作業が間歇的に行われ、作業時間が長く継続することがなく、手待時間が長い者です。

## ■宿日直勤務者

宿日直とは、仕事の終了から翌日の仕事の開始までの時間や休日について、労働者を事業場で待機させ、電話の応対、火災等の予防のための巡視、非常事態発生時の連絡等にあたらせるものです。

これら宿日直については、宿日直に従事している間は労働密度がうすいことから、[所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合](#)には、労働時間等の規制は適用しないとされています。